

東京都市計画特定街区の変更

都市計画八重洲一丁目特定街区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	建築物の容積率	建築物の高さ の最高限度	備 考
八重洲一丁目 特定街区	中央区八重洲 一丁目地内	—	—	—	変更〔廃止〕

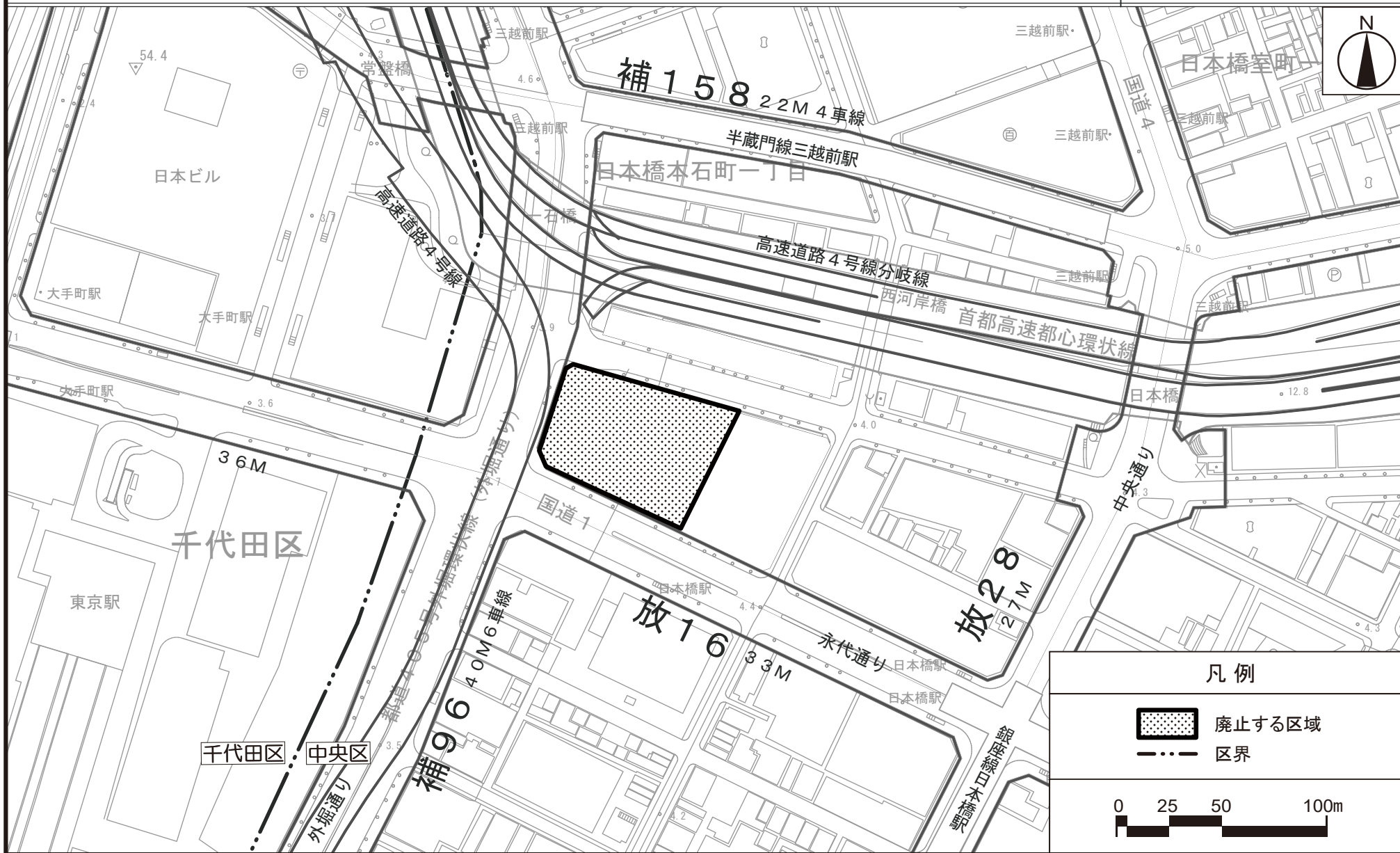
「区域は計画図表示のとおり。」

理由 ： 八重洲一丁目北地区において都市再生特別地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画を新たに定めることを踏まえ、特定街区を廃止する。

変更概要

名 称	八重洲一丁目特定街区	
事 項	変更前	変更後
面 積	0.4ha	—
建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合	90/10	—
建築物の高さの 最高限度	116m	—
壁面の位置の制限	別紙図面表示のとおり	—

八重洲一丁目特定街区 計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交測第37号・30都市基交著第59号

(承認番号) 30都市基街都238号、平成30年12月28日
(承認番号) 30都市基交都31号、平成30年12月25日